

事務局だより 第434号（発行：令和6年9月）

公益社団法人 習志野市シルバー人材センター センターQRコード
 <習志野市屋敷4-6-6 東部保健福祉センター1F >
 <TEL：047-493-8011 FAX：493-8040 >
 <Eメールアドレス narashino@sjc.ne.jp >



第5回理事会報告（不開催）

令和6年度8月定例理事会は、「議決事項」「協議事項」はなく、「報告事項」のみのため、令和6年度第5回三役会議（令和6年8月20日（火）開催）にて協議した結果、不開催となりました。

- 1.議決事項 なし
- 2.協議事項 なし
- 3.報告事項

- 報告第23号 新規入会者について
- 報告第24号 令和6年度第1回安全管理委員会について
- 報告第25号 令和6年度第1回地区委員全体会議について
- 報告第26号 令和6年度第5回出張入会説明会について
- 報告第27号 令和6年9月の行事予定について

令和6年8月21日（水）、会長 行方慎一郎が理事及び監事の全員に対し、8月定例理事会において議決事項、協議事項がないことを理由に理事会の不開催を通知し、理事会に報告すべき事項を資料送付をもって報告した。

<入退会情報>

会員の入退会情報（R6.8.1～R6.8.31）
 入会者 5名 退会者 5名

<入会説明会日、就業相談日>

- ◎定例会説明会 第2第3水曜日 9：30～シルバー会議室
 第2金曜日 13：30～シルバー会議室
- ◎就業相談（第2第3水曜日 13：00～ シルバー会議室）
- ※就業相談は“予約制”です。事前に電話にてお申込みください。
- ◎出張入会説明会 10月17日（木） 14時00分～
 袖ヶ浦公民館 1F 集会室

<女性交流会「夢の輪」について>

10月は、芙蓉園文化祭と同時開催です！是非ご参加ください。



10月の行事予定

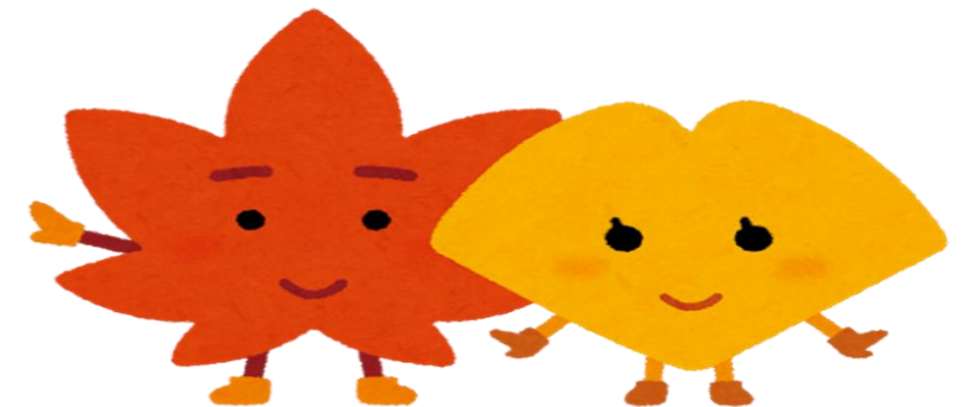
- 10月4日（金）終日 シルバーフェア（1階ロビー他）
- 10月5日（土）AM 刃物研ぎ（作業所）
 終日 シルバーフェア（1階ロビー他）
- 10月8日（火）PM 第3回広報部会（会議室）
- 10月9日（水）AM 入会説明会（会議室）
 PM 就業相談（会議室）
- 10月11日（金）PM 入会説明会（会議室）
- 10月12日（土）AM 刃物研ぎ（作業所）
- 10月15日（火）PM 第7回三役会議（役員室）
- 10月16日（水）AM 入会説明会（会議室）
 PM 就業相談（会議室）
- 10月17日（木）PM 出張入会説明会（袖ヶ浦公民館）
- 10月20日（日）AM 刃物研ぎ（作業所）
- 10月23日（水）PM 第7回理事会（会議室）
- 10月24日（木）AM 刃物研ぎ（会議室）

< 8月就業実績（前年同月比） >

	令和5年度 （令和5年8月）	令和6年度 （令和6年8月）
会員数（人）	818	788
就業実人員（人）	573	558
当月就業率（%）	70.0	70.8
配分金（円）	31,657,734	31,768,633
材料費（円）	611,940	489,916
事務費（円）	2,507,447	3,123,970
合計（円）	34,777,121	35,382,519
年度累計（円）	181,677,103	189,359,299

< 8月派遣契約実績（前年同月比） >

	令和5年度 （令和5年8月）	令和6年度 （令和6年8月）
就業実人員（人）	29	46
契約金額（円）	1,813,712	2,522,028
年度累計（円）	15,549,103	20,558,029



安全管理委員会より

【令和5年度～令和7年度千葉県シルバー人材センター連合会安全就業標語】

「もう少し」 その判断が 事故招く

【令和6年4月～令和7年3月31日シルバー人材センター安全就業標語】

ヘルメット あなたの命 守ります

＜安全管理委員会第1回巡回指導結果報告について＞

令和6年9月9日(月)、12日(木)に安全管理委員会(委員長:市村勉)による令和6年度第1回巡回指導を行いました。

今回は、公共・企業契約の施設関係、剪定作業の就業先を巡回し、通勤途上の事故・転倒事故の防止を重点的に注意を呼びかけました。

また、秋の全国交通安全運動のポスターを配布し、会員間でも共有することを依頼しました。

巡回先の皆様、ご協力ありがとうございました。

＜月別傷害事故件数 R6.9.25 現在＞

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
R5	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	1	1	7
R6	0	2	1	0	0	0							3

事務局より

＜「シルバー人材センター事業普及啓発」活動について＞

10月は、シルバー人材センター事業普及啓発月間として定められており、事業の意義を社会に広く周知するとともに、入会を促進するために全国的な普及啓発活動をしています。

皆様一人一人がシルバー人材センターの会員として口コミ等により、お知り合いの方々に広く普及啓発に努めていただくようお願いいたします。

＜就業報告書の郵送での提出について＞

就業報告書の提出につきまして、いつもご協力いただきありがとうございます。

就業報告書を郵送の際は、料金不足にならないよう

切手を貼付してください。

また、令和6年10月1日より郵便料金が

変更されます。料金等を確認の上、提出して

いただくようお願いいたします。



＜シルバーフェアの開催について＞

開催日程:10月4日(金)10時～16時

5日(土)10時～15時

場 所:シルバー人材センター会議室、

東部保健福祉センター1Fロビー他(屋敷4丁目6-6)

筆耕班の書道展やサークルのファッションショー等が開催されます。

皆様のご来場をお待ちしております。

＜親睦パークゴルフ大会は中止となりました＞

10月14日(月)開催予定であった総務部会主催の親睦パークゴルフ大会は、参加申込み人数が20名に達しなかったため、中止となりました。

＜2025版会員手帳の申込みについて＞

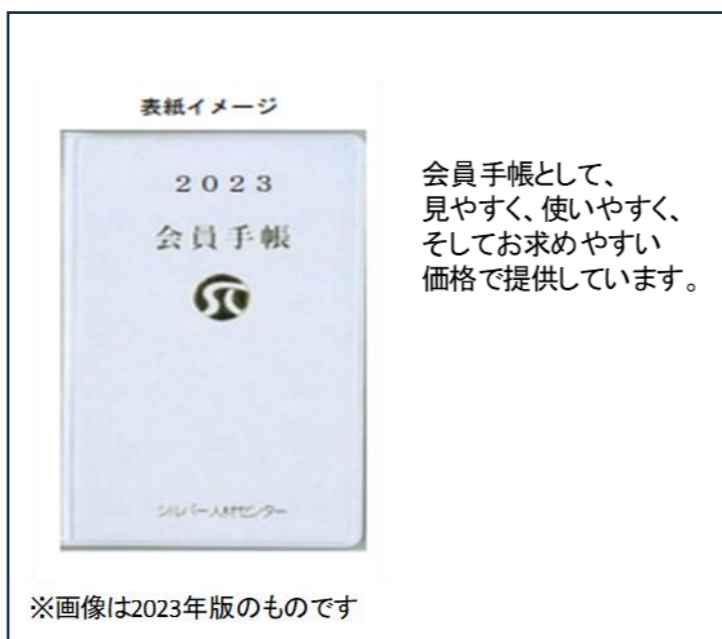
公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会では、毎年シルバー会員向けに「会員手帳」を作製・販売しております。

購入希望の方は、事務局までご連絡ください。

TEL:479-8011

申込期限:令和6年11月15日(金)

価 格:1冊 ¥330(税込み)



会員手帳として、見やすく、使いやすく、そしてお求めやすい価格で提供しています。

※画像は2023年版のものです

＜会員サイト『Smile to Smile』ID発送しました＞

令和6年9月20日(金)に、会員専用サイト『Smile to Smile』のログインID、仮パスワードを発送しましたので、同封の手順を参考にご登録をお願いします。

＜生きがい通信について＞

現行年4回発行、会員各戸配布している生きがい通信ですがコスト削減のため、令和7年度より会員各戸配布の廃止が令和6年9月25日開催第6回理事会にて決定しましたので、ご承知おきください。

＜令和6年11月からフリーランス新法が施行されます＞

フリーランス新法が、請負・委任で就業している会員(個人事業主)の皆さんを保護するための法律です。詳しくは、別添の資料をご覧ください。

＜就業会員募集＞

剪定班 人員募集

ご家庭や企業からの依頼を中心に、庭木等の剪定ができる方を募集いたします。剪定にご興味があり、やる気のある方!是非お待ちしております。

活動場所:市内全域

活動の仕方:剪定班に所属し、班長を中心にご依頼先と日程調整を行い作業に当たります。道具はご自身で用意していただきます。

ご興味のある方は、シルバー人材センター事務局に電話をしてください。



除草班 人員募集

ご家庭を中心にご依頼いただいた除草作業の人員を募集いたします。(機械を使わず鎌などで草を刈る作業です。)やる気のある方!是非お待ちしております。

活動場所:市内全域

活動の仕方:除草班に所属し、班長を中心にご依頼先と日程調整を行い、班として作業にあたります。

班は"地域"で分けています。原則として、お住まいの地域に近い班に所属することになります。

ご興味のある方は、シルバー人材センター事務局に電話をしてください。



TEL:493-8011

フリーランス法の制定(令和6年11月1日施行)に伴い

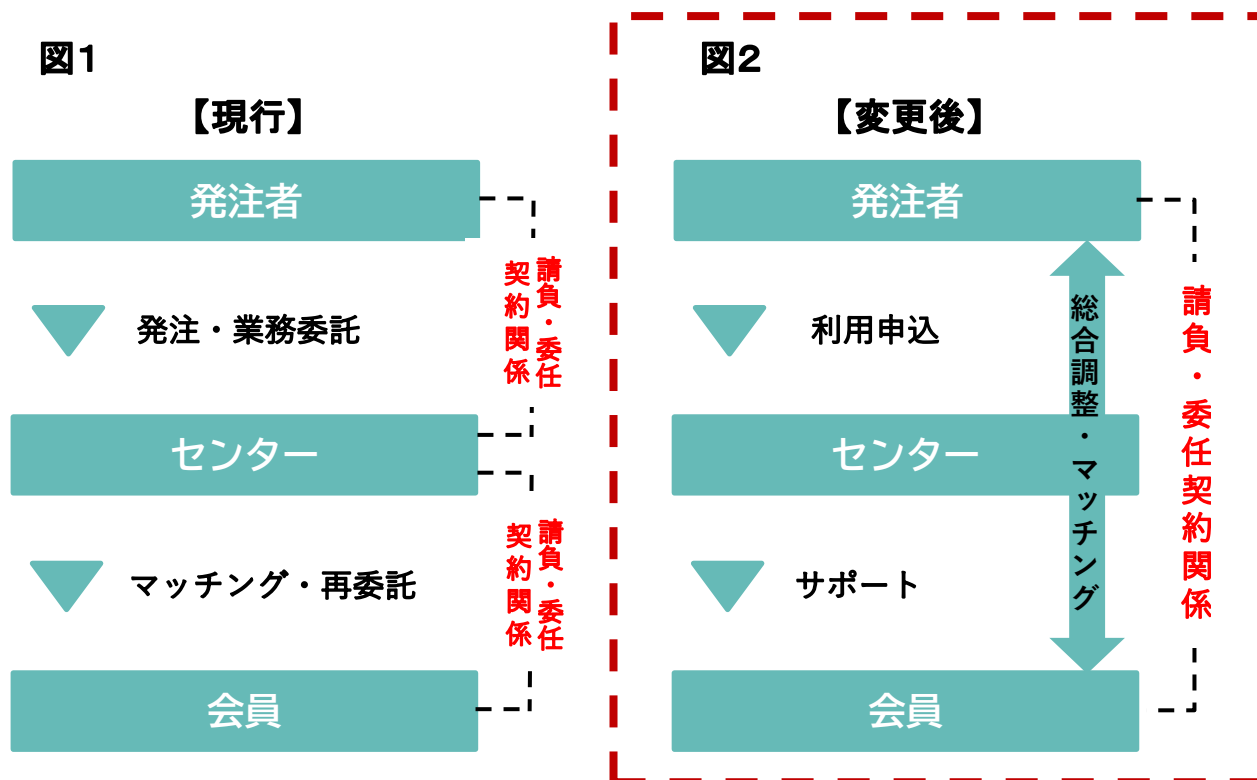
就業機会の提供に関する契約関係を見直します

令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」(「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」)が公布されました。この法律の趣旨※を踏まえ、また、フリーランス法の施行(令和6年11月1日)に伴い、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、令和7年4月1日より契約方法を「包括契約」へ移行いたします。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造になっていません。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

■ 包括契約のイメージ



※フリーランス法とは？

個人が事業者(特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当)として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者(特定業務委託事業者。いわゆる発注者)に対して、給付の内容(いわゆる報酬)その他の事項の明示が義務付けられています。

契約方法の見直しによる現行との変更点

1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

2 業務仕様書への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することには変わりはありませんが、今後は原則として、就業する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくこととなります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することとなります。

なお、発注者が事業者の場合は、業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。

3 デジタル化による対応について

会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。

そのため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めています。出来るだけデジタル明示を可能とするシステム登録をお願いします。（詳しくはセンター職員にお尋ねください）

※「Smile to Smile」ログインID、仮パスワード 9/20（金）全会員に郵送済み

4 報酬の扱いについて

配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。